

## 「みえ太平洋・島サミット推進会議（仮称）」設置要綱（案）

## （名称）

第1条 この会は、みえ太平洋・島サミット推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

## （目的）

第2条 推進会議は、「第9回太平洋・島サミット」（以下「サミット」という。）の本県開催に伴う開催気運の醸成、歓迎事業、地元プログラム等について、及びこれらを通じた三重の魅力発信について、意見、助言を行うことで、より充実した事業の実施につなげることを目的とする。

## （所掌事務）

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）サミット開催に係る開催気運醸成事業についての意見、助言に関する事。
- （2）サミット歓迎事業、地元プログラム等についての意見、助言に関する事。
- （3）サミット開催を契機とした本県の情報発信についての意見、助言に関する事。
- （4）その他、この推進会議の目的を達成するために必要な事。

## （組織）

第4条 推進会議は、別表に掲げる関係機関、団体等に所属する委員をもって構成する。

2 委員は無報酬とする。

## （役員）

第5条 推進会議に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 4名

## （役員を選任）

第6条 会長は三重県知事をもって充てる。

2 副会長は、推進会議の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

## （役員職務）

第7条 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長の承諾を受けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第8条 委員の任期は、推進会議の解散の日までとする。

(顧問)

第9条 推進会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 顧問の任期は、前条の規定を準用する。
- 5 顧問は無報酬とする。

(推進会議)

第10条 推進会議は、会長が開催し、議長となる。なお、書面による推進会議の開催を妨げない。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して推進会議への出席を求めることができる。

(部会)

第11条 会長は、必要に応じ、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に関することは、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 推進会議の事務局を三重県雇用経済部国際戦略課に置く。

- 2 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第13条 推進会議は、第2条の目的の達成、その他推進会議の決定をもって解散する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月 日 から施行する。

## 別表

順不同

区 分	関 係 機 関 ・ 団 体 名
産 業 ・ 経 済	三重県商工会議所連合会
	三重県商工会連合会
	三重県中小企業団体中央会
	三重県農業協同組合中央会
	三重県漁業協同組合連合会
観 光	公益社団法人 三重県観光連盟
	公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構
交 通	近鉄グループホールディングス 株式会社
	三重交通グループホールディングス 株式会社
環 境	公益財団法人 国際環境技術移転センター
国 際	公益財団法人 三重県国際交流財団
島しょ国	一般社団法人 太平洋協会
	国際機関 太平洋諸島センター
医 療	公益社団法人 三重県医師会
	一般社団法人 三重県病院協会
県議会	三重県議会
行 政	三重県市長会
	三重県町村会
	伊勢市
	鳥羽市
	志摩市
	南伊勢町
	外務省
	三重県